

令和3年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への 移行状況等調査の結果

令和3年12月8日

令和3年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査について

1. 調査の趣旨

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等に資するよう、新制度への移行状況や移行の見込みを把握するとともに、一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況等を把握する。

2. 主な調査項目及び調査方法

○私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況（施設型給付を受ける園の割合等）（P2～P5）

・調査対象：令和3年4月1日時点で存在する、再開する見込みのない園を除く、私立の、

①幼稚園

②幼稚園型認定こども園

③幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園

（①、②はともに新規に設置された園を含む。）

（③はいずれも①又は②から移行した園に限る。）

合計7,696園（施設型給付を受ける園4,259園、施設型給付を受けない園3,437園）

○市区町村における一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況（P6～P12）

・調査対象：47都道府県、全ての市区町村（1,747市区町村）（うち、1,680市区町村より回答：回収率96.2%）

3. 調査時点 令和3年4月1日

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況

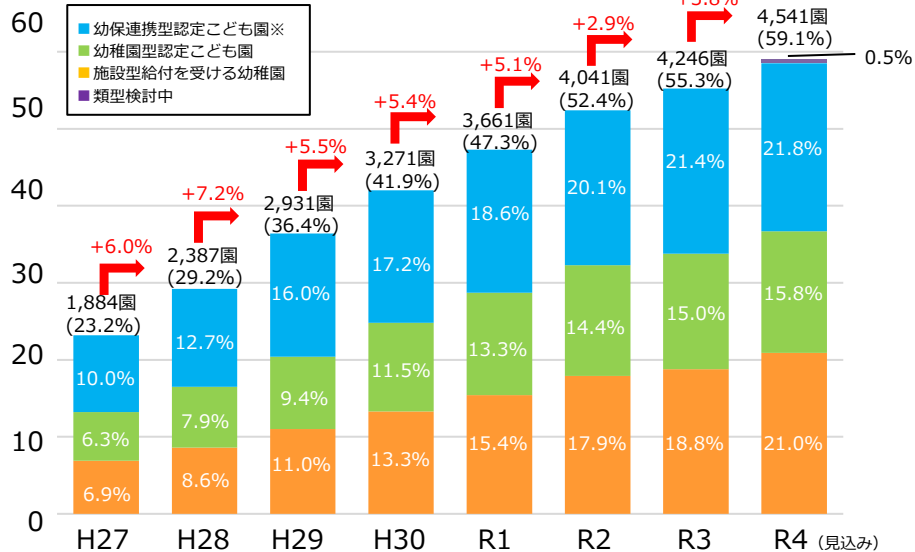
(1) 施設型給付を受ける幼稚園等の割合 <母数：7,683園（私立の幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園。再開の見込みのない園を除く）> 各年4月1日時点

	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		【参考】令和4年度末までの移行見込み	
	園数	割合	園数	割合	園数	割合	園数	割合	園数	割合	園数	割合	園数	割合	園数	割合
施設型給付を受ける幼稚園	560園	6.9%	699園	8.6%	884園	11.0%	1,038園	13.3%	1,190園	15.4%	1,380園	17.9%	1,448園	18.8%	1,610園	21.0%
幼稚園型認定こども園	511園	6.3%	647園	7.9%	759園	9.4%	897園	11.5%	1,032園	13.3%	1,115園	14.4%	1,155園	15.0%	1,217園	15.8%
幼保連携型認定こども園（※1）	813園	10.0%	1,041園	12.7%	1,288園	16.0%	1,336園	17.1%	1,439園	18.6%	1,546園	20.1%	1,643園	21.4%	1,676園	21.8%
類型検討中															38園	0.5%
合計（※2）	1,884園	23.2%	2,387園 〈前年+503園〉	29.2% 〈前年+6.0%〉	2,931園 〈前年+544園〉	36.4% 〈前年+7.2%〉	3,271園 〈前年+340園〉	41.9% 〈前年+5.5%〉	3,661園 〈前年+390園〉	47.3% 〈前年+5.4%〉	4,041園 〈前年+380園〉	52.4% 〈前年+5.1%〉	4,246園 〈前年+205園〉	55.3% 〈前年+2.9%〉	4,541園 〈前年+295園〉	59.1% 〈前年+3.8%〉

令和5年度以降に移行を検討・判断	園数	割合
令和5年度以降、施設型給付を受ける幼稚園等へ移行（移行する方向で検討中を含む）	247園	3.2%
状況により判断	1,943園	25.3%
将来的にも移行する見込みはない	867園	11.3%
無回答	85園	1.1%

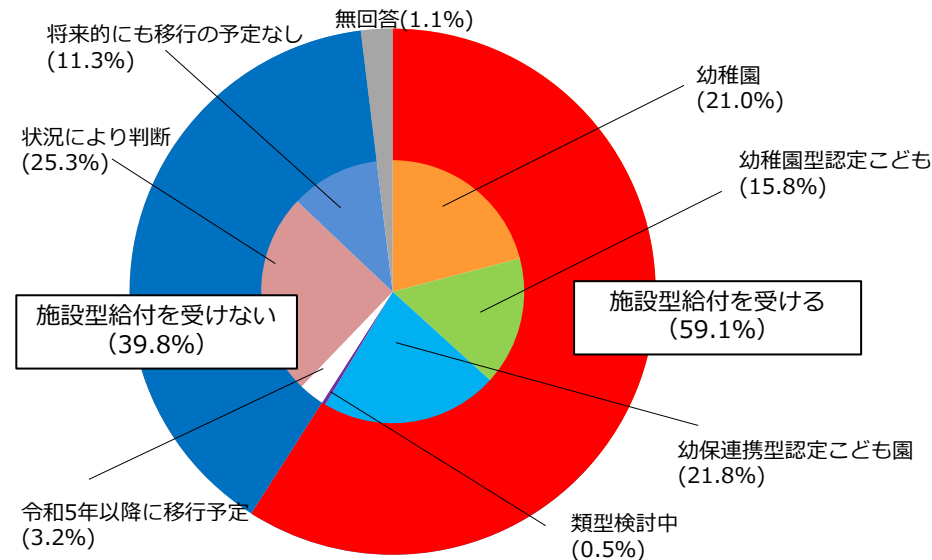
※1 幼稚園又は幼稚園型認定こども園から移行した園に限る。
 ※2 このほか保育所型認定こども園として移行したものが13園ある。

施設類型別の割合の推移



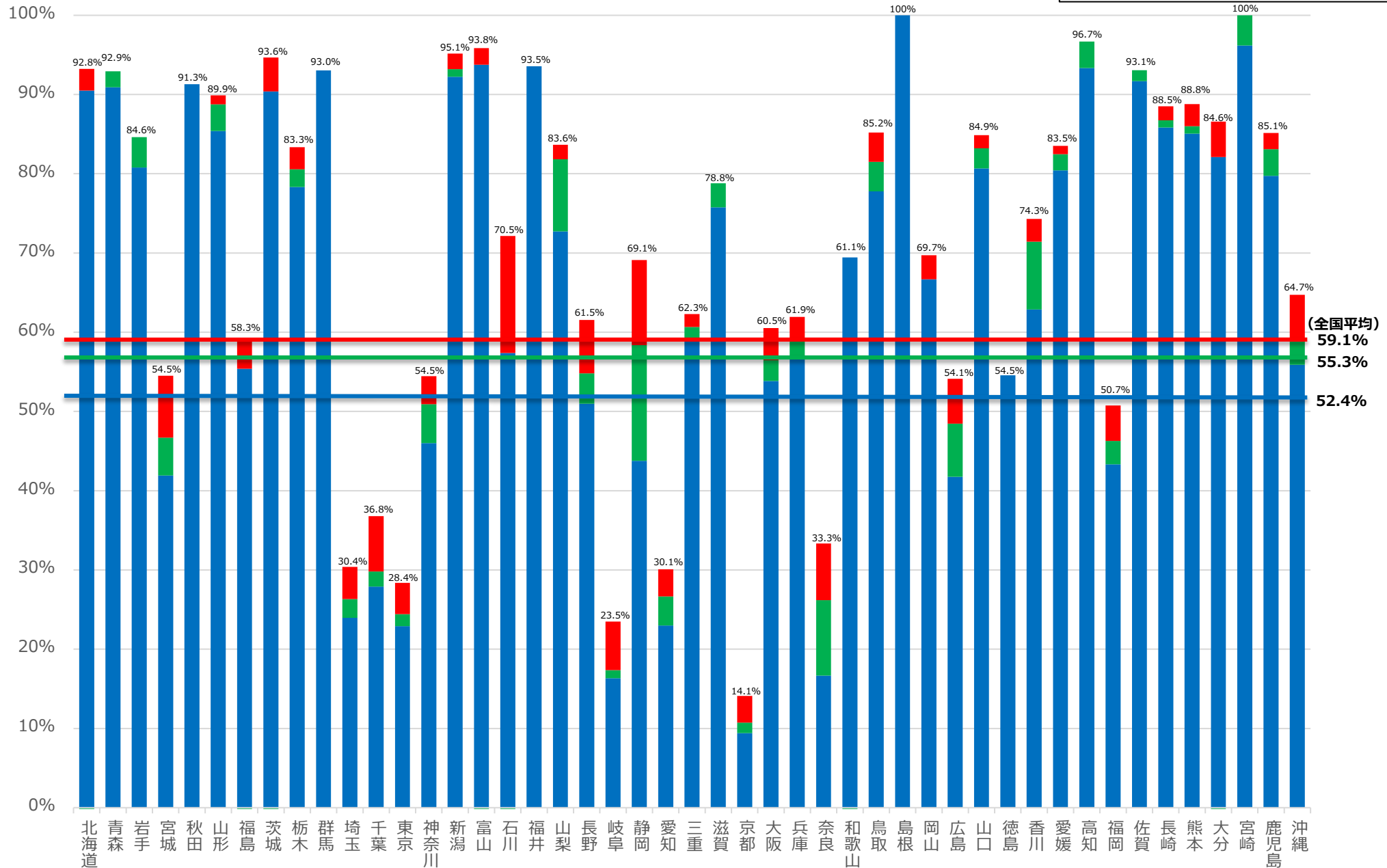
※幼稚園又は幼稚園型認定こども園から移行した園に限る。

令和4年度末までの移行見込みにおける割合（見込み）



(2) 都道府県別 施設型給付を受ける幼稚園等の割合

■ 令和4年度末までに移行（見込み）
■ 令和3年4月1日までに移行
■ 令和2年3月31日までに移行した累計



<母数：7,683園（私立の幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼稚園又は幼稚園型認定こども園から移行した幼保連携型認定こども園。再開の見込みのない園を除く）>
 ※このほか保育所型認定こども園として移行したものが13園ある。

(3-1) 施設型給付を受ける幼稚園等における移行のメリット（複数選択）

<施設型給付を受ける幼稚園等のうち、回答があった4,161園>

職員の処遇改善を図ることができた	3,618園	87.0%
公定価格に基づく財政支援（施設型給付）となり、経営が安定した	3,260園	78.3%
職員配置を増加させることが出来た	2,341園	56.3%
施設整備（教育環境）の改修・充実をはかることができた	2,165園	52.0%
教育・保育内容の充実を図ることができた	1,941園	46.6%
地域の保護者・児童に対する子育て支援活動の充実を図ることができた	1,589園	38.2%
その他	318園	7.6%

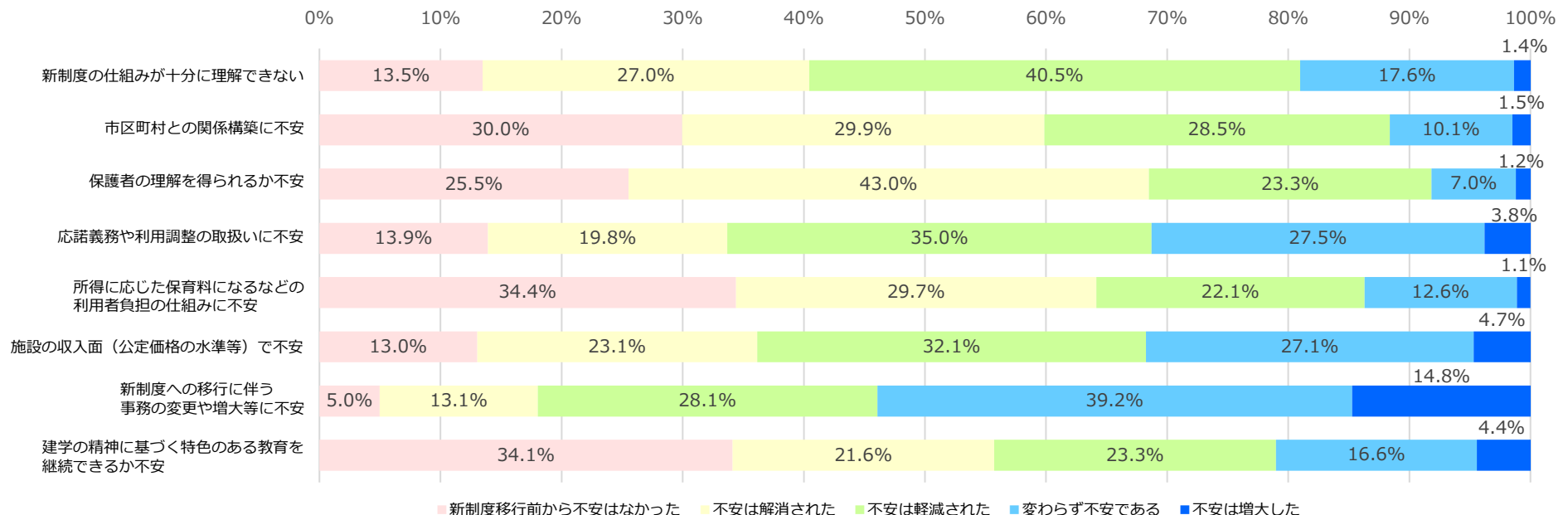
(3-2) 認定こども園における移行のメリット（複数選択）

<回答があった認定こども園2,750園>

0～2歳児の保育を行うことにより、小学校就学前全体の見通しを持って教育・保育活動を実施することができるようになった	1,390園	50.5%
地域の保育ニーズに対応した、2号子どもの受入れにより経営が安定した	1,235園	44.9%
地域の保育ニーズに対応した、3号子どもの受入れにより経営が安定した	1,168園	42.5%

(4) 施設型給付を受ける幼稚園等における新制度関連の懸案（複数選択）

<施設型給付を受ける幼稚園等のうち、回答があった4,161園>



(5) 施設型給付を受けない幼稚園における移行の懸案（複数選択）

<令和5年度以降の移行について、「状況により判断」又は「将来的にも移行する見込み無し」と回答した2,810園>

新制度への移行に伴う事務の変更や増大等に不安がある	1,838園	65.4%
建学の精神に基づいた独自の教育を継続できるか不安である	1,450園	51.6%
応諾義務や利用調整の取扱いに不安がある	1,283園	45.7%
新制度における必要な配置基準の職員数が確保できない	1,129園	40.2%
施設の収入面（公定価格の水準等）で不安がある	1,020園	36.3%
新制度の仕組みが十分に理解できない	910園	32.4%
保護者の理解を得られるか不安である	726園	25.8%
市区町村との関係構築に不安がある	350園	12.5%
保育料の設定などの利用者負担の仕組みに不安がある （認定こども園へ移行することを検討している場合のみ）	406園	—
現在、個人立幼稚園であり、法人格を得るのが困難である	39園	1.4%
その他	239園	8.5%

市区町村における一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況

1. 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）について

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）は、子ども・子育て支援法に位置付けられた、地域子ども・子育て支援事業（13事業）の一つである「一時預かり事業」の一類型であり、公立・私立の幼稚園又は認定こども園において主に在籍園児を対象に実施する預かり保育に対して市区町村が支援を行うもの。

① 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の実施市区町村

<母数：1,680市区町村>

実施している	985市区町村	58.6%
実施していない	695市区町村	41.4%

【参考】
令和2年度調査
<母数：1,684市区町村>

965市区町村 (57.3%)
719市区町村 (42.7%)

② 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）及び私学助成による預かり保育の実施園数

		一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）	私学助成の預かり保育推進事業
公立		1,854園/3,128園 (1,904園/3,352園)	59.3% (56.8%)
私立	施設型給付を受ける幼稚園等	2,919園/4,259園 (2,760園/4,040園)	68.5% (68.3%)
	施設型給付を受けない幼稚園	376園/3,437園 (273園/3,673園)	10.9% (7.4%)
	小計	3,295園/7,696園 (3,033園/7,713園)	42.8% (39.3%)
合計		5,149園/10,810園 (4,937園/11,065園)	47.6% (44.6%)

※カッコ内は令和2年度調査の値

③ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の補助単価額及び加算の設定

- ・地域子ども・子育て支援事業（13事業）は市区町村が行う事業であるため、基本分の単価・加算分の単価ともに、市区町村が利用者1人1日あたり単価を設定する。
- ・国は、基準額としての単価を示しており、予算の範囲内、基準額の範囲内で、負担割合（1/3）分の額を交付する。

i 平日の基本分の単価

<母数：985市区町村（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施している市区町村）>

国の示した額と同額	864市区町村	87.7%
国の示した額より高額	44市区町村	4.5%
国の示した額より低額	50市区町村	5.1%
国の示した方法とは異なる方法で定めている	27市区町村	2.7%

【参考】
令和2年度調査
(母数：965市区町村)

838市区町村 (86.9%)
39市区町村 (4.0%)
55市区町村 (5.7%)
33市区町村 (3.4%)

※国の示した補助単価額（平日基本分）：園児1人当たり日額400円

ii 長時間加算分の単価

<母数：985市区町村（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施している市区町村）>

預かる時間に連動し 150円～450円	714市区町村	72.5%
預かる時間に連動し 100円～300円	37市区町村	3.8%
預かる時間に関わらず一律 100円	32市区町村	3.2%
預かる時間に関わらず一律 100円未満	0市区町村	0%
加算を実施していない	202市区町村	20.5%

【参考】
令和2年度調査
(母数：965市区町村)

652市区町村 (67.5%)
44市区町村 (4.6%)
34市区町村 (3.5%)
2市区町村 (0.2%)
209市区町村 (21.7%)

iii 長期休業日の基本分の単価

<母数：985市区町村（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施している市区町村）>

預かる時間に連動し 400円 又は 800円	837市区町村	85.0%
預かる時間に関わらず一律 400円	76市区町村	7.7%
預かる時間に関わらず一律 400円未満	72市区町村	7.3%

【参考】
令和2年度調査
(母数：965市区町村)

753市区町村 (78.0%)
75市区町村 (7.8%)
60市区町村 (6.2%)

iv 就労支援型施設加算

<母数：985市区町村（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施している市区町村）>

既に実施している（令和3年度中に実施予定を含む）	246市区町村	25.0%
令和4年度からの実施について検討中	48市区町村	4.9%
設定する予定なし	691市区町村	70.2%

【参考】
令和2年度調査
(母数：965市区町村)

190市区町村 (19.7%)
95市区町村 (9.8%)
680市区町村 (70.5%)

(注) 要件：事務職員の配置（一定の条件あり）
国の示した基準額：1,383,200円【6か月以上】・691,600円【6か月未満】

v 保育体制充実加算

<母数：985市区町村（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施している市区町村）>

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）に従事する職員が全員保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者（年間約289万円）	178市区町村	18.1%
一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）に従事する職員の1/2が保育士又は幼稚園免許状普通免許状保有者（年間約144万円）	66市区町村	6.7%
一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）に従事する職員が全員保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者（年間約144万円）	115市区町村	11.7%
設定する予定なし	626市区町村	63.6%

※令和3年度より加算額の充実及び要件緩和

(注) 要件：長時間・長期休業中実施・年間延べ利用児童数2,000人以上・職員すべて有資格者又は1/2有資格者
国の示した基準額：有資格者1/2の場合1,446,200円 すべて有資格者の場合2,892,400円

vi 特別な支援を要する子どもの特別単価

<母数：985市区町村（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施している市区町村）>

【参考】
令和2年度調査
(母数：965市区町村)

既に実施している（令和3年度中に実施予定を含む）	385市区町村	39.1%
令和4年度からの実施について検討中	88市区町村	8.9%
設定する予定なし	512市区町村	52.0%

231市区町村 (23.9%)
199市区町村 (20.6%)
535市区町村 (55.5%)

(注) 国の基準額：児童1人当たり日額4,000円

vii 非在籍園児単価

<母数：985市区町村（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施している市区町村）>

日額800円より大きい	19市区町村	1.9%
日額800円	359市区町村	36.4%
日額800円未満	10市区町村	1.0%
設定する予定なし	597市区町村	60.6%

④一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）に係る事務負担の軽減について

i 補助・委託申請様式の統一化（国が示した統一様式の使用状況）

<母数：985市区町村（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施している市区町村）>

【参考】
令和元年度調査
(母数：897市区町村)

国の統一様式は使用せず、別途同程度の簡素化が行われている	370市区町村	37.6%
既に実施している（令和3年度中に実施予定を含む）	300市区町村	30.5%
令和4年度からの実施について検討中	60市区町村	6.1%
事業の対象園が公立幼稚園のみであるため、実施する必要なし	190市区町村	19.3%
実施する予定なし	65市区町村	6.6%

276市区町村 30.8%
257市区町村 28.7%
125市区町村 13.9%
187市区町村 20.8%
52市区町村 5.8%

ii 施設所在市区町村による事務処理の一括化

<母数：985市区町村（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施している市区町村）>

【参考】
令和元年度調査
(母数：897市区町村)

既に実施している（令和3年度中に実施予定を含む）	353市区町村	35.8%
令和4年度からの実施について検討中	113市区町村	11.5%
一時預かり事業（幼稚園型）の対象施設がなく実施する必要なし （域内に幼稚園等が存在せず、域外の幼稚園等の利用者のために一時預かり事業を実施している場合等）	37市区町村	3.8%
広域利用の保護者が存在しないため、実施する必要なし	247市区町村	25.1%
実施する予定なし	235市区町村	23.9%

256市区町村 28.5%
225市区町村 25.1%
38市区町村 4.2%
213市区町村 23.7%
165市区町村 18.4%

⑤市区町村が一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施していない理由

<母数：695市区町村（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施していない市区町村）・複数選択可>

【参考】
令和2年度調査
(母数：719市区町村)

1号認定子どもがいないため (域内に該当する幼稚園等が存在しない場合を含む)	320市区町村	46.0%
事業者からの実施希望がなかったため	253市区町村	36.4%
希望はあったが、配置基準等の要件を満たせなかったため	28市区町村	4.0%
幼稚園の預かり保育に対する独自の補助を有しているため	26市区町村	3.7%
希望はあったが、事業実施の財政確保が困難であったため	12市区町村	1.7%
希望はあったが、広域利用者に係る事務処理の調整がつかなかったため	5市区町村	0.7%
その他	92市区町村	13.2%

312市区町村 (43.4%)
260市区町村 (36.2%)
43市区町村 (6.0%)
20市区町村 (2.8%)
13市区町村 (1.8%)
—
115市区町村 (16.0%)

2. 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）について

一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）は、子ども・子育て支援法に位置付けられた、地域子ども・子育て支援事業（13事業）の一つである「一時預かり事業」の一類型であり、公立・私立の幼稚園において保育を必要とする0～2歳児を対象に実施する定期的な預かりに対して市区町村が支援を行うもの。

①一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ（2歳児向け））の実施市区町村

<母数：調査時点で新子育て安心プラン実施計画採択を受けたと回答した588市区町村>

既に実施・令和3年度中に実施予定	69市区町村	11.7%	238園
令和4年度から実施予定	6市区町村	1.0%	—
令和4年度以降の実施について検討中	40市区町村	6.8%	—
実施する予定なし	473市区町村	80.4%	—

【参考】
令和2年度調査
(母数：610市区町村)

64市区町村 (10.5%)
6市区町村 (1.0%)
64市区町村 (10.5%)
476市区町村 (78.0%)

②一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ（0・1歳児向け））の実施市区町村

<母数：調査時点で新子育て安心プラン実施計画採択を受けたと回答した588市区町村>

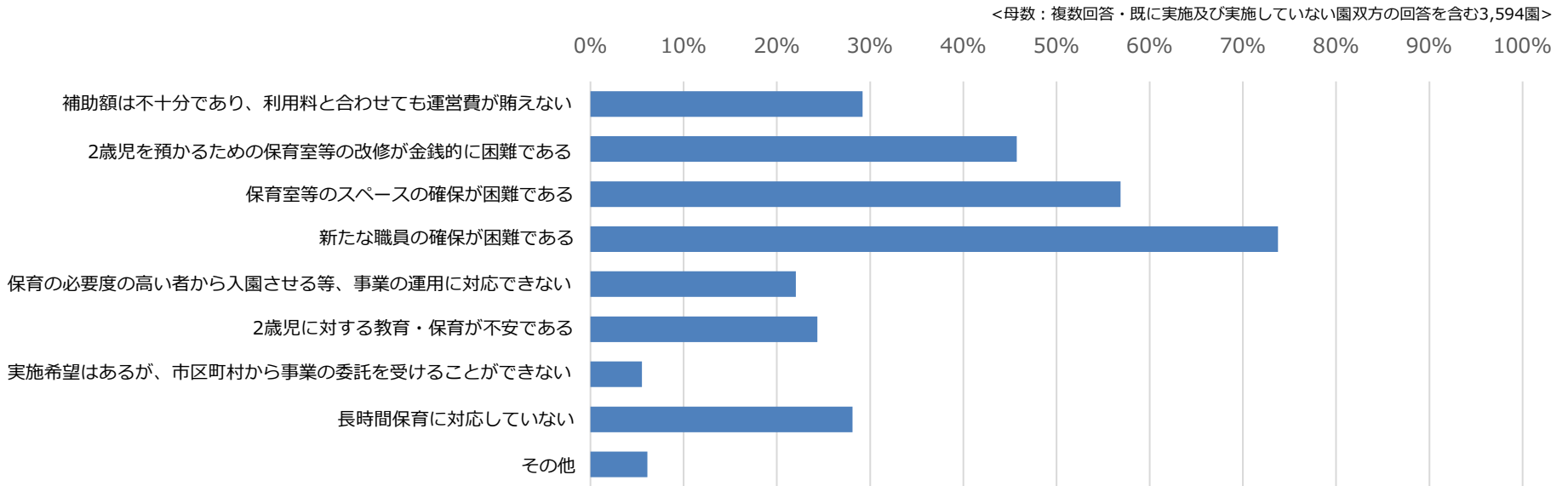
既に実施・令和3年度中に実施予定	13市区町村	2.2%	21園
令和4年度から実施予定	4市区町村	0.7%	—
令和4年度以降の実施について検討中	38市区町村	6.5%	—
実施する予定なし	533市区町村	90.6%	—

③一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）における自治体独自の上乗せ補助等

<母数：47都道府県、既に実施・令和3年度中に実施予定の69市区町村>

	都道府県		市区町村	
	設けている	1都道府県	2.1%	2市区町村 (4市区町村)
設けていない	46都道府県	97.9%	67市区町村 (60市区町村)	97.1% (93.7%)

④私立幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ（2歳児向け））の実施上の課題



⑤私立幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ（0・1歳児向け））の実施上の課題

